

京都市告示第 83 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 8 月 19 日付けで認可した栗栖町町内会について変更の届出があったため、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 26 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
主たる事務所	京都市北区紫竹栗栖町 43 番地の 5	京都市北区紫竹栗栖町 26 番地 2
代表者の氏名	小池 正樹	柳 裕久
代表者の住所	京都市北区紫竹栗栖町 43 番地の 5	京都市北区紫竹栗栖町 38 番地の 2

(文化市民局地域自治推進室)